議案参考資料

[平成 29 年第 1 回臨時会(5 月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 保険税係

議案名

報告第3号 専決処分(桐生市国民健康保険税条例の一部改正)の承認を求めるについて

趣旨・目的

地方税法施行令の一部改正に伴い、桐生市国民健康保険税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、平成29年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

概要

地方税法施行令の一部改正に伴い、平成29年4月1日の施行が必要となる次の改正を行いました。

国民健康保険税減額措置(5割・2割減額)における判定所得基準の改正

国民健康保険税の減額措置における5割・2割減額の対象世帯に係る判定所得 基準を改正しました。

5 割減額 (改正前) 33 万円 + (26.5 万円 × 被保険者数) 以下

(改正後) 33万円 + (27万円 × 被保険者数) 以下

2割減額 (改正前) 33万円 + (48万円 × 被保険者数) 以下

(改正後) 33万円 + (49万円 × 被保険者数) 以下

(施行期日: 平成29年4月1日)

背景・経過

地方税法施行令の一部を改正する政令(平成 29 年政令第 118 号)が平成 29 年 3 月 31 日に公布、同年 4 月 1 日から施行されました。

低所得者に対する国民健康保険料(税)の軽減措置の対象となる世帯の軽減 判定所得について、経済の動向等を踏まえ引上げを実施するため、地方税法 施行令の一部が改正されました。